

## 国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」の届け出は速やかに!

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届け出が必要です。次の必要書類を持参して、町福祉保健課で手続きをしてください。

必要書類

### 国民健康保険に加入するとき

- ・ 社会保険資格喪失証明書(職場等から発行されます)
- ・ 加入する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)
- ・ 印鑑(認印可)

### 国民健康保険から脱退するとき

- ・ 職場から交付された健康保険証(加入した方全員分、コピー可)
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 脱退する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)
- ・ 印鑑(認印可)

### ■加入の届け出が遅れると

- ・ 被保険者証が手元にないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・ 加入資格が発生した時点まで、国民健康保険税をさかのぼって納めなければなりません。

### ■脱退の届け出が遅れると

- ・ 職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格がなくなった後で、国民健康保険の被保険者証を使用した場合は、町が負担した分の医療費を返していただくこととなります。

### ■ご注意ください!

- ・ お手元に職場の健康保険証が届いていなくても、**職場の保険に加入した時点**で、国民健康保険の被保険者証は使用できなくなります。
- ・ 職場の健康保険証が届く前に受診する際は、**国民健康保険の被保険者証を使用せず**、職場の健康保険の手続き中であることを医療機関等に申し出てください。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187 (84) 4907

## 「秋田県児童虐待防止宣言」が策定されました

秋田県では、児童虐待相談対応件数の増加や、全国的に子どもの生命が奪われる重大な事件が後を絶たない深刻な状況が続いていることを踏まえ、県民と一体となって児童虐待防止に取り組んでいくことをねらいとし、下記のとおり「秋田県児童虐待防止宣言」を策定しました。

私たちは 日本一 子育てしやすい秋田を 目指します。  
 子どもの 心も 身体も 傷つけない  
**虐待は 絶対 許さない** という強い決意で  
 子どもたちを守り 育てていきましょう。  
 秋田県は 子どもの権利を守り  
 児童虐待のないまちづくりを  
 皆さんとともに 進めていくことを 宣言します。

子どもたちへ

- ・ つらいことや伝えたいことがあったら周りの誰かに話してください。
- ・ ひとりではがまんしないで、身近な大人に教えてください。
- ・ あなたを受け止め、必ず守ります。

お父さん・お母さんへ

- ・ 子どもが笑うのも泣くのも、あなたのことが大好きだからです。
- ・ 子どもを育てる責任を自分だけで背負わないでください。
- ・ あなたの子育てを応援します。

地域の皆さんへ

- ・ 子どもは叱られすぎたり叩かれたりすると心と身体が傷つきます。
- ・ 子どもの笑顔を健やかな成長を大切な命をみんなで見守りましょう。
- ・ 気になる子どもを見かけたら声をかけ、気持ちを受け止めてください。

- ・ ご自身が出産や子育てに悩んだら
- ・ 子育てに悩む親がいたら
- ・ 虐待かも…と思ったら

いちやく  
 ☎189(児童相談所 全国共通3桁ダイヤル)  
 ※令和元年12月より通話無料となりました。  
 よいこに  
 ☎0120(42)4152(秋田県子ども家庭相談電話)

連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。あなたからの電話をお待ちしています。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187 (84) 4907

## 「こころといのちを考える集い」を開催します

今年度は、美郷町出身で、童謡歌手として活躍する片桐孝子さんを講師に迎え、こころ温まる歌のコンサートを開催します。

こころに響く歌声を聴いて、忙しい毎日や悩みごと、ストレスで疲れたところをほっとリラックスさせませんか?

日 時 ●1月22日(水) 午後1時30分～午後3時  
 (受付:午後1時～)

会 場 ●美郷町公民館

講 師 ●童謡歌手 片桐 孝子 氏

申込方法 ●下記へ電話でお申し込みください。

申込期限 ●1月17日(金)

申・問 美郷町保健センター ☎0187 (84) 4900

## 不妊治療・不育症治療費を助成します

少子化対策の一つとして、不妊治療や不育症治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療および検査に要した費用の一部を助成しています。

### 対象者●

申請日の1年以上前から美郷町に住所を有し、次のすべてに該当する方

- ①法律上の婚姻をしているご夫婦
- ②医師により不妊治療・不育症治療が必要と認められ、かつ、医療機関において不妊治療・不育症治療を受けたご夫婦
- ③美郷町の住民で、今後も在住予定のご夫婦
- ④医療保険各法(国民健康保険や社会保険など)の被保険者(本人や家族など)
- ⑤町税などの滞納がない方

### 助成金額●

- ・一般不妊治療…治療1回につき10万円以内(通算5年以内)
- ・特定不妊治療…年間10万円以内(通算5年以内)  
※秋田県特定不妊治療費助成事業の助成限度額を超えた自己負担分を助成します。  
※特定不妊治療の秋田県からの助成額については、秋田県仙北地域振興局福祉環境部(☎0187(63)3404)へお問い合わせください。
- ・不育症治療…治療1回につき15万円以内(通算5年以内)

申請期限●3月31日(火)

### 必要なもの●

- ①美郷町不妊治療・不育症治療費補助金申請書、印鑑
- ②夫婦の住民票(3カ月以内のもの、写しでも可)
- ③夫婦の保険証の写し
- ④治療費の領収書・明細書の写し
- ⑤助成金の振込口座番号(通帳の写し)
- ⑥不妊治療の場合…一般または特定不妊治療受診等証明書  
不育症治療の場合…不育症治療実施医療機関証明書
- ⑦秋田県特定不妊治療費助成事業の決定を受けた方は  
・秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知の写し  
・秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し  
・秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書の写し(指定医療機関の指示により他の医療機関を受診した場合)
- ⑧初回申請時に限り、戸籍謄本(秋田県の助成事業対象者は不要)

### 申請手続●

年度末は申請が混み合います。**事前に下記へ電話連絡のうえ**、申請してください。

申・問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

住民生活課

## 大曲仙北広域市町村圏組合 斎場使用料の一部変更について

圏域内(大仙市、仙北市、美郷町)に住んでいた方が、介護などの理由により圏域外の介護保険施設や障害者支援施設などへ入所したのちに亡くなり、広域組合中央斎場、南部斎場、北部斎場を利用する場合の使用料につ

いて、これまでは圏域外住民料金を負担していただきましたが、令和2年1月2日以降に斎場を利用する方からは圏域内住民と同額になります。該当する方は、斎場使用許可申請の際に窓口へご相談ください。

問 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903  
大曲仙北広域市町村圏組合事務局 管理課 ☎0187(62)5187

## リニューアルした美郷町ホームページをご利用ください!

行政サイト



最初にこのページが表示されます



美郷町観光情報公式サイト



デザインが新しくなったよ!

<https://www.town.misato.akita.jp>

秋田県美郷町